

# 岡山県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月27日

岡山県条例第31号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、学識経験のある者のうちから知事が任命する委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第5条 審議会は、会長が招集する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境文化部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第66号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の岡山県スポーツ振興審議会条例第1条に規定する岡山県スポーツ振興審議会は、この条例による改正後の岡山県スポーツ推進審議会条例第1条に規定する岡山県スポーツ推進審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

